

## はじめに

大阪府 労働相談センターでは、府民の皆さまから寄せられる様々な労働相談について、「労働者と使用者の自主的な話し合いによる解決」を支援するため、内容に応じた労働法関係の知識や情報の提供、話し合いを進める上での留意点等のアドバイスを行っています。

相談には、「職場におけるハラスメント・人間関係」に関するものも多く、その中には、労使双方が職場のハラスメントについての正しい知識を持っていたならば未然に防止できたのではないかと、あるいは、トラブルになった場合でも紛争が拡大せずに済んだのではないかとと思われるケースもあります。

本冊子は、職場のハラスメントについて、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに分けて、それぞれの基本的な考え方、ハラスメントを受けた時の対応を示し、さらにハラスメントの法的な整理、事業主が講じるべきハラスメントの防止対策等についてまとめたものです。

誰もがいきいきと働くことのできる快適な職場環境の確保、良好な労使関係の構築のため、広く府民の皆さまにご活用いただければ幸いです。

令和 5年 11月

大阪府 商工労働部 雇用推進室 労働環境課  
労働相談センター